

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 16 日

全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国児童自立支援施設協議会
全国児童心理治療施設協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国自立援助ホーム協議会
全国児童家庭支援センター協議会

御中

こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局家庭福祉課

令和 6 年度に創設された家庭支援事業の周知及び
児童養護施設等における家庭支援事業の実施例について（周知）

児童福祉行政の推進につきまして、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

子育てを取り巻く環境について、核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化や、地域のつながりの希薄化等により親族等からの支援を受けづらい環境に置かれており、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている現状や、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、児童虐待の防止等を図り、こどもの健全な育成を図るためには、養育環境が深刻な状況になる前に、こどもが育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供することが重要です。

このため、令和 4 年改正児童福祉法において、

- ・ 訪問による育児家事支援等を行う、子育て世帯訪問支援事業
- ・ 養育環境に課題を抱えたこどもの居場所支援を行う、児童育成支援拠点事業
- ・ 親子関係の構築に向けた支援を行う、親子関係形成支援事業

を新設（以下「新規 3 事業」という。）し、令和 6 年度より施行するとともに、新規 3 事業に子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を加えた 6 事業が家庭支援事業と位置づけられました。これらの事業の実施に際して、児童養護施設等はその専門性を生かし、地域において、支援を必要とする家庭等に対する重要な役割を担うことが期待されています。

つきましては、貴団体におかれましては、新規 3 事業の趣旨・概要についてご了知いただくとともに、別添のとおり、「児童養護施設等における家庭支援事業の実施例」等を作成いたしましたので、これらを参考としていただきつつ、児童養護施設等において家庭支援事業が積極的に実施されるよう、各施設等に対して促していただきますようお願いいたします。

【問合わせ先】

こども家庭庁成育局成育環境課 家庭支援係（白田・星野）

Tel 03-6861-0224 メール seiikukankyou_katei@cfa.go.jp